

様式第 19 号の 2 (第 8 条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
年 月 日	
豊田市長 様	
届出者 住 所 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該処理施設で処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定により、次のとおり届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所 (既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。) の面積及び残余の埋立容量)	m^3 /日 () 時間 t /日 () 時間 m^3 /時間 t /時間 埋立地の面積 m^2 残余の埋立容量 m^3
産業廃棄物処理施設に係る法第 15 条第 1 項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び種類ごとの処理量 (当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。) の見込み	
一般廃棄物の処理を開始する日	年 月 日
※ 処理欄	

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類の欄は、省令第 12 条の 7 の 16 の規定により、廃プラスチック類の破碎施設 (1 号)、廃プラスチック類の焼却施設 (2 号)、令第 2 条第 2 号に掲げる廃棄物の破碎施設 (3 号)、令第 2 条第 9 号に掲げる廃棄物の破碎施設 (4 号)、石綿含有産業廃棄物の熔融施設 (4 号の 2)、令第 2 条 1 号から第 4 号の 2 まで及び第 11 号に掲げる廃棄物の焼却施設 (5 号) 又は令第 7 条第 1 4 号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 (6 号) の別を記入してください。
- 3 次の書類を添付してください。
 - (1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
 - (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分業の許可を受けたことを示す書類
 - イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を行として行う者であることを示す書類
 - ウ 省令第 2 条の 3 第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に該当する者であることを示す書類